

議案第 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 2 項の規定により、次の市道路線を認定する。

令和 4 年 2 月 16 日 提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	幅 員m	延 長m
1 1 — 9 6	金田 9 6号線	金田町3丁目 2 1 6 番 1 地先	金田町3丁目 1 3 0 番 1 地先	4 . 7 0 0 ~ 5 . 7 0 0	1 8 2 . 6
1 1 — 9 7	金田 9 7号線	金田町3丁目 1 3 0 番 1 地先	金田町3丁目 1 3 0 番 1 地先	5 . 7 0 0	6 5 . 5
1 1 — 9 8	金田 9 8号線	金田町3丁目 1 3 0 番 1 地先	金田町3丁目 1 3 0 番 1 地先	5 . 7 0 0	4 7 . 1
1 2 — 4 3	梶 4 3号線	梶町3丁目 1 2 8 番 1 地先	梶町3丁目 1 2 8 番 1 地先	4 . 7 0 0 ~ 5 . 7 0 0	1 5 9 . 1